

R7 営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事空調（担い手確保型）

通し番号	図面番号	図面名
01	共-00	表紙・図面目録
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)
05	機特-01・02	機械設備工事特記仕様書(1)(2)
06	機特-03・04	機械設備工事特記仕様書(3)(4)
07	C-01	付近見取図・配置図
08	C-02	空調設備機器表
09	C-03	空調設備系統図
10	C-04	庁舎棟 1階空調設備図
11	C-05	庁舎棟 2階空調設備図
12	C-06	庁舎棟 R階空調設備図
13	C-07	換気設備機器表・凡例・24時間換気計算書
14	C-08	庁舎棟 1階換気設備図
15	C-09	庁舎棟 2階換気設備図
16	C-10	概略工事工程表(参考)

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

●工事名 R7 営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事空調（担い手確保型）	●図面番号 共-00	●縮尺 NON	株式会社 橋建築事務所
			一級建築士事務所登録 德島県知事 第11009号 〒770-0868 德島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
●図面名 表紙・図面目録	●図面番号 R7.9	●縮尺 NON	
設計 R7.9	竣工		

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称
R7 営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事空調（扱い手確保型）

2. 工事場所
三好郡東みよし町中庄

3. 建物概要

建物名称	庁舎棟、車庫・倉庫棟
構造・規模	RC造地上2階 S造地上1階
敷地面積	2179.07(m ²)
延床面積	479.0(m ²) 171.64(m ²)
消防法施行例別表第1の区分	(15)項、(16)項口

4. 工事種目

種目	工事概要
空調設備	図示空調機器の新設及び付随配管工事一式
換気設備	図示換気機器の新設及び付随ダクト工事一式

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- ① 作業不能日数： 6 日間
- ② 観測地点：環境省が公表する四国地方・徳島 池田 地点
- ③ 気象状況により工期内に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方・徳島 池田 地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が ①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- ④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房営繕部監修の下記による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- ・ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版
- ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版
- ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官房営繕部監修）を参考とする。

- ・ 建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。）
- ・ 建築改修工事監理指針 令和4年版
- ・ 電気設備工事監理指針 令和4年版
- ・ 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

① 質問回答書（②から⑤に対するもの）

② 補足説明書

③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）

④ 図面

⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・ 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・ しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・ 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

- ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- ② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。

⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート外しの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行ふときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪ 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者

12. 交通安全管理
- ① 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - ・さし杵装備車、不表示車は使用しないこと
 - ・過積載車両、さし杵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不正に害しないこと
 - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある
13. 発生材の処理等
- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。書面に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
 - 3) 産業廃棄物の種類ごとの区分場については、各専門特記仕様書の「章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
 - 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
 - 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び遮光コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
 - 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があつた場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
 - ② アスベスト
1) 解体前の大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- 既存の分析調査結果の貸与 (あり・なし)
- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。
- ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
※同等の能力を有する者は、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
 - ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - ・調査結果は3年間保存すること。
 - ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
 - 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・「建築物等の解体等の作業に対するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
 - ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しん工検査が終了するまで存置しておかなければならぬ。また、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
 - ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合に、
受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、上記計画書を作成後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- 5) 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- 6) 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- 7) 建設発生土の運搬を行う者における通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- 8) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載され事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
- また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- 9) 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。
- ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - (2) 他の建設現場で利用する場合
 - (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
14. 材料・製品等
- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のとおりである。
- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「产地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「产地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の产地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- 4) 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「产地認証」及び「品質認証」）を行われたものを使用する。ただし、機能上、需給など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原本についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原本に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。
- 5) 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- 6) 県内産資材の原則使用
受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 1) 受注者は、県内産資材を使用する工事について、県内産資材であることを別途施工計画書に記載するものとする。
 - 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることを別途施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 県内産資材（次のいずれかに該当するもの）
- ・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
 - ・徳島県内の工場で加工、製造された製品
- （注）
- ・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。
 - ・県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
 - ・公共建築工事標準仕様書の他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
- 7) 県内企業調達建材等の優先使用
受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。
- なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
- 8) 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再生資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- 9) アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
- 10) 認定リサイクル製品の使用
受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。
- 徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
15. 化学物質を発散する建築材料等
本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。
- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - ② 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - ③ 接着剤は、タル酸ジエチル及びタル酸ジエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - ④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
16. 施工
- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取扱い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
 - ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は監督課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
 - ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のため必要な処置をとること。
 - ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ぜるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
 - ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
 - ⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。
 - ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを施工工種の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の微税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事看板には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バーカード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

- 受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- ① 初当請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 初当請負対象金額(設計金額)1千万円以上5千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 初当請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。
- | 当初請負対象額 | 一般入札工事 | 低入札工事 |
|--------------|--------|-------|
| 3千万円未満 | — | 1回 |
| 3千万円以上5千万円未満 | — | 2回 |
| 5千万円以上1億円未満 | 1回 | 2回 |
| 1億円以上 | 2回 | 3回 |
- (注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準價格を下回って落札した工事をいう。
(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点に行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
③ 中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること)。
- ③ 提出書類
・竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
・工事写真(電子データ2部)
・使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
・保全に関する資料
・その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びJPG形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真的電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真での確認であること。
- ⑥ 工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官房営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映せること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものも含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事・コンクリート躯体工事・屋外付帯工事・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負額相当額を付保する。また、模様替工事等については、工事着手時に請負額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行ふ場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力をわなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に際し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

III. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
- 官公署その他への届出手続等は（標仕く1) 1.1.3)により行う。なお、監理指針く1) 1.1.3を参考とする。
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 檢 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業
		・ セメント系防水工事作業
		・ シーリング防水工事作業
		・ 改質アスファルトシートチ工法防水工事作業
		・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
		・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及び庇	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工業 ・ 木製建具機械加工業
	サッシ施工	・ ピル用サッシ施工業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ポード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
		・ 表装作業
		・ 壁装作業
		・ 配管
		・ 建築配管作業
配管	配管	・ 造園
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	○ 冷凍空気調和機器施工業

(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある騒音、振動、粉塵等を伴う作業は、平日の執務中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

5. 養生等

- ① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。

6. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。

- 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー(簡易貫流ボイラー含む)、鋳鉄製ボイラー(鋳鉄製簡易ボイラー含む) 鋼製小型ボイラー(小型貫流ボイラー含む)、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む)、吸収冷温水機、吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空気調和機	ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット(カセット形含む) コンパクト形空気調和機、バッケージ形空気調和機、マルチバッケージ形空気調和機ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、折込み形、袋形)、自動卷取形エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターボンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)、密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消防装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム、ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鋳鉄製ふた	マンホールふた、弁構ふた

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取り位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕く1) 1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

8. 総合試運調整

- ① 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。
(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2、2.3を参考にする。)

・ 風量調整	・ 水量調整	・ 室内外空気の温湿度の測定	・ 室内気流及びじんいの測定
・ 飲料水の水質の測定	・ 雑用水の水質の測定	・ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定	

2章 共通工事

1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- ① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

・ 設計用水平地震力
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。

・ 設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

・ 施設の分類、地域係数

施設の分類(特定の施設) 一般の施設) 地域係数(1.0 0.9)

・ 重要機器
・ 給水機器() 排水機器() 換気機器 空調機器 熱源機器
・ 防災機器 監視制御装置 危険物貯蔵装置 火を使用する設備

・ 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

② 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行ななくともよい。

③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。

(100kg以上の機器)

・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。

・試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。

② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する軸体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。

③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. 非破壊検査

① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 配管工事

① 配管材料については、次表による。

用途	名称	番号	備考
冷媒	○ 冷媒用断熱材被覆銅管	JCDA 0009	ポリエチレン保温材（難燃性）
空調用排水	○ 硬質ボリ塩化ビニル管(VP)【地中】	JIS K 6741	30φ以下はJIS K 6742を使用してもよい
	○ 硬質ボリ塩化ビニル管(カラ-VP)【屋外】	又は6742	30φ以下は製造者標準品とする
	○ 結露防止層付硬質ボリ塩化ビニル管【屋内】		

(注) 表中の印のある配管材料を本工事に適用する。

② 冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。

③ 配管の吊り及び支持は、「標仕」と「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)

④ 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。

⑤ 地中配管は次による。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図[機材2])

・ 排水管
管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。

⑥ 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保溫施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)

5. 保溫・塗装工事

① 保溫工事

- 空調対象室部分(天井内を含む)に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保溫は25mm厚とする。
- 断熱材被覆銅管の保溫外装は次による。

適用箇所	保溫外装材	施工種別	保溫材	備考
○ 屋内露出	合成樹脂製カバー	A1	(口)	グラスウールにて成形とする。
○ 屋外露出	溶融亜鉛アルミニウム-亜鉛鉄板(JIS G 3321)	E3	(口)	グラスウールにて成形とする。
○ 屋外露出	保溫化粧ケース(高耐食めっき鋼板製)(JIS G 3323)			

② 塗装工事

・ 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。

(屋内隠れい部分)

・ 機械室、隠べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。

・ 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。

・ 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、塗装を省略することが出来る。

6. その他共通事項

① 支持金物等

・ 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。

② 用途等の表示

・ 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕<1>1.7.4)

なお、屋外及び水気のある場所(弁機内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッティング加工されたものとする。

③ 制御配線、計装配線等

・ 使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 関連工事

1. 仮設工事

① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・ 既存電力利用()出来る (出来ない)

・ 既存用水利用()出来る (出来ない)

② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

・ 同用地は、(図示の場所に)用意していないので業者にて)設けること。

③ 足場その他

足場及び作業構台の類を(本工事で設置する (関連工事が定置するものを無償で使用できる))。

2. 土工事

① 根切り

1) 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。

2) 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。

3) 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、パケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。

なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

② 埋め戻し及び盛土

1) 使用土はB種とし、機器により締め固める。

ただし、良質の生土が埋め戻し等に必要な量として不足する場合は、「公共工事の再生資源活用の当面の運用について」(H24.6.14建管第99号)に基づき、C種及びD種の利用を検討する。

③ 地均し

1) 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。

2) 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

4章 空調と設備・換気設備

1. 設計用温湿度条件

		外気条件		室内(調整目標値)			
		一般系統		温度(DB)	湿度(WB)	温度(DB)	湿度(WB)
		温度(DB)	湿度(WB)				
夏季	9:00	31.3°C	69.1%	28.0°C	-%	°C	%
	12:00	33.9°C	59.3%				
	14:00	34.5°C	56.8%				
	16:00	34.1°C	57.7%				
冬季		1.7°C	62.1%	19.0°C	-%	°C	%

2. 配管勾配

ドレン管の横走り管の勾配は、原則として1/100とする。

3. ダクト・制気口・ダンパー

① ダクト

・ ダクトの区分(低圧ダクト)・ 高圧1ダクト(範囲は図示) (高圧2ダクト(範囲は図示))

・ ダクトの防火区画貫通部は標準図[施工42]ダクトの防火区画貫通部施工要領による。

② チャンバー等

・ 線状吹出口には(長さ+100mm)×幅300mm×高さ300mmの接続チャンバーを設ける。

・ シーリングディフューザーの接続は、標準図[施工47]吹出口及び吸込口ボックスの例による。施工が困難な場合はフレキシブルダクトを使用してもよい。

・ 外壁に面するガリにチャンバー等を設ける場合は、雨水等の滞留のないように施工する。

・ 吹出口接続チャンバーには消音内貼りをすること。

・ 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は、外形寸法とする。

・ 吹出口接続チャンバー以外の内貼りしたチャンバーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、図面に記載なき場合、原則として400mm×600mmとする。

4. パッケージ形空気調和機(パルチ形、ルームエアコン、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を含む)

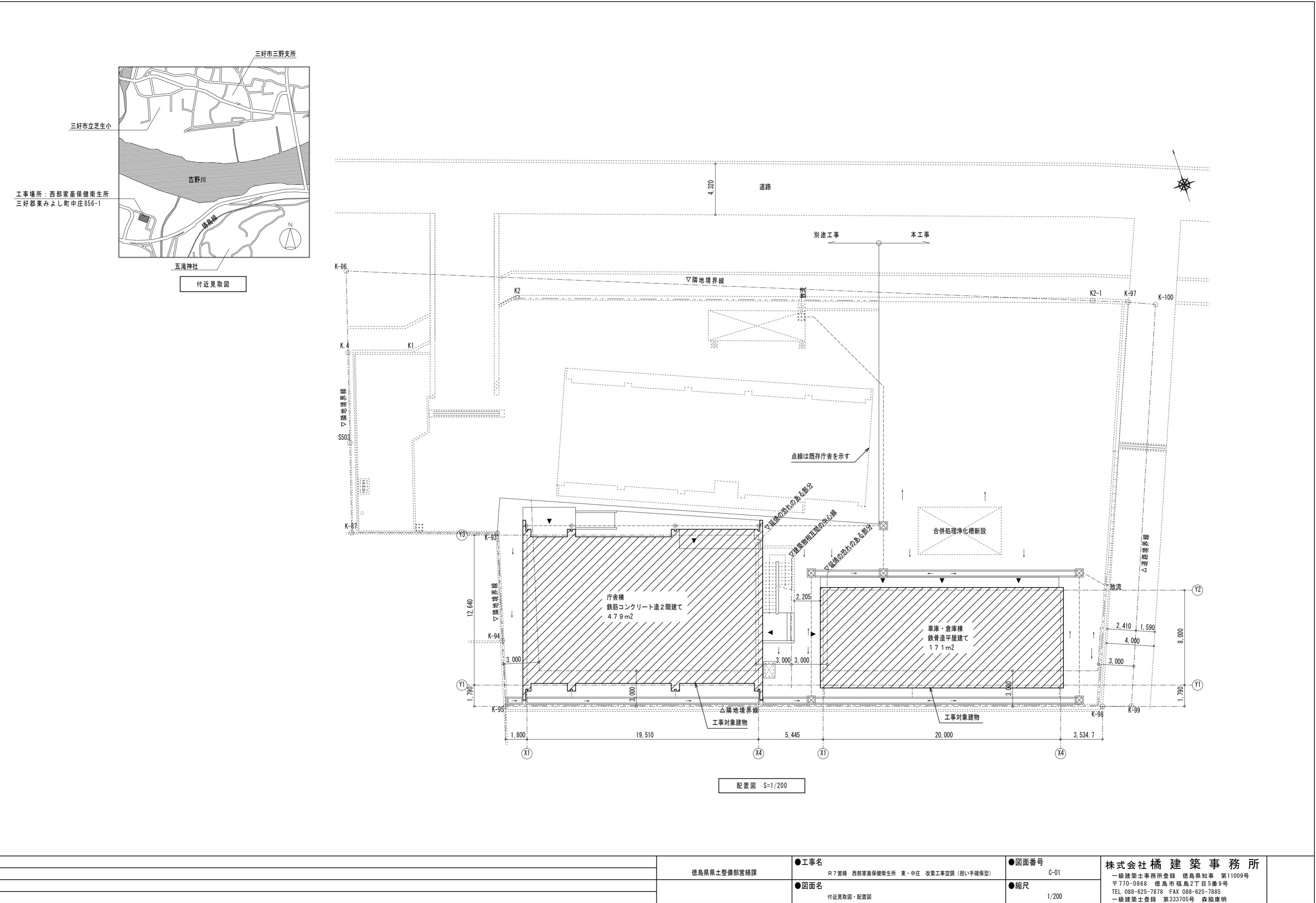
① 冷媒管口径、電気配線サイズは製造者の標準仕様とする。

② 屋内機、屋外機間の電気配線(アース共)は冷媒管と共巻きとする。

③ 冷媒はオゾン層破壊係数ゼロのものとする。

④ 補助電気ヒーター又は加湿器を組込む場合は、送風機とインターロックする。

⑤ 屋外機の防振措置は、図示による。



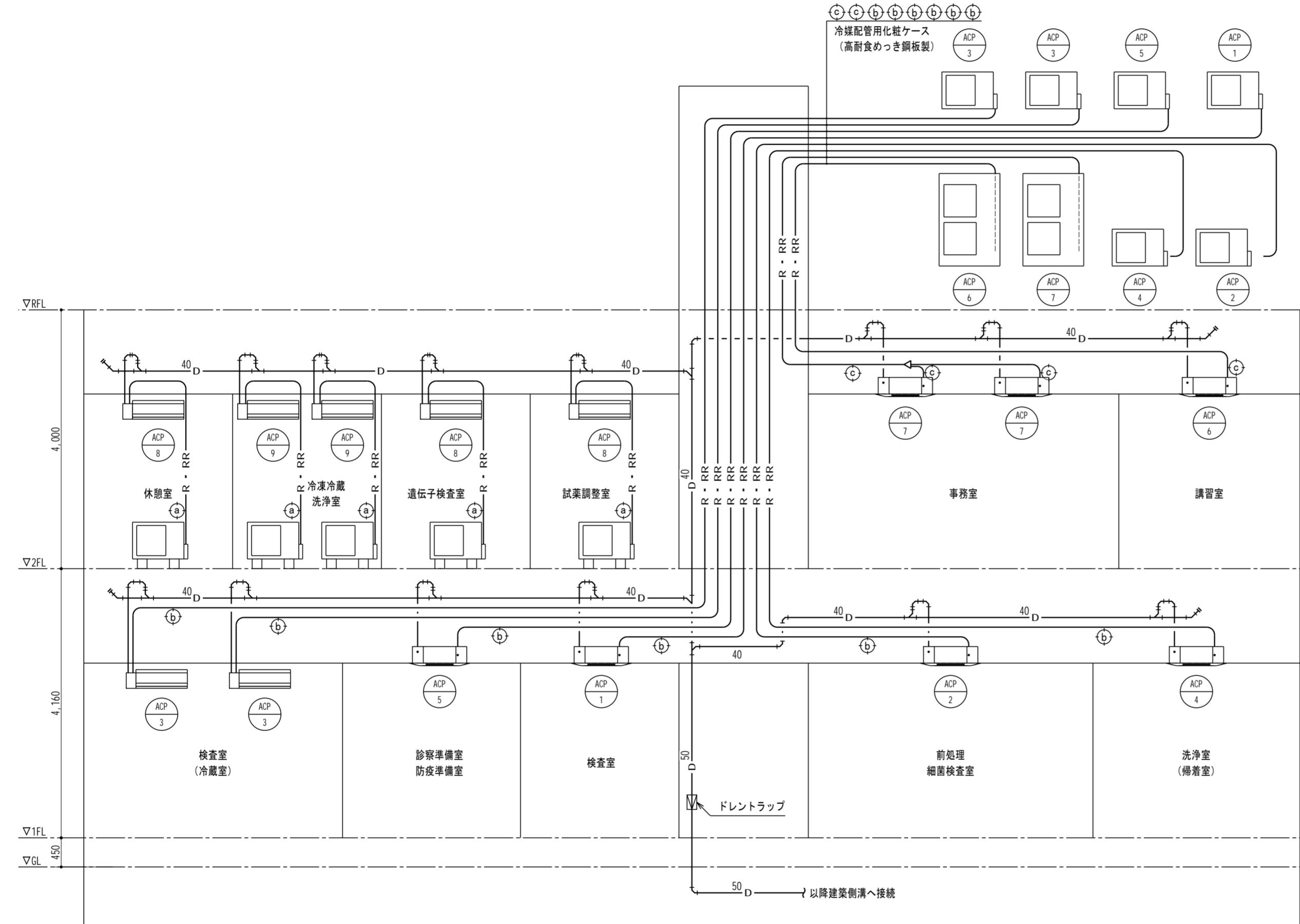
空調設備機器表

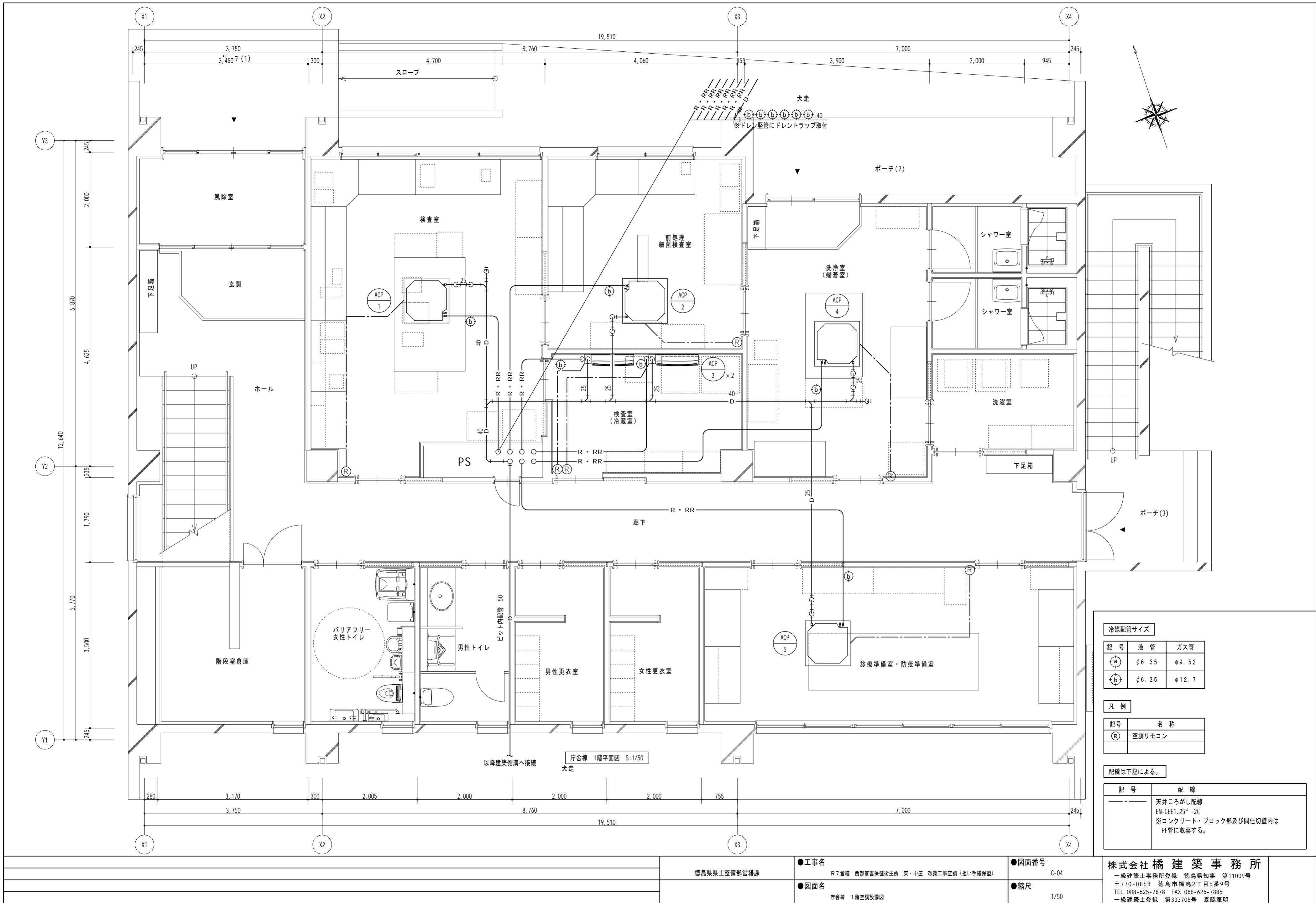
機器番号	機器名称	仕 様	消費電力		台 数	設置場所	備 考
			Φ-V	kW			
ACP-1	空冷ヒートポンプエアコン	室外機	3-200		1	R階	
	高効率型	冷房能力：5. 6 kW (1. 5~6. 3)		1. 19			
	(シングル)	暖房能力：6. 3 kW (1. 6~8. 0)		1. 25			
		圧縮機：1. 0 kW					
		付属品：室外機用ドレンキット、防振ゴム、標準付属品一式					
		室内機			1	1階検査室	
		型式：天井カセット形 (CK-4)					
		付属品：ワイヤードリモコン、標準付属品一式					
ACP-2	空冷ヒートポンプエアコン	室外機	3-200		1	R階	
	高効率型	冷房能力：3. 6 kW (1. 1~4. 0)		0. 631			
	(シングル)	暖房能力：4. 0 kW (1. 0~5. 4)		0. 712			
		圧縮機：0. 55 kW					
		付属品：室外機用ドレンキット、防振ゴム、標準付属品一式					
		室内機			1	1階	
		型式：天井カセット形 (CK-4)				前処理細菌検査室	
		付属品：ワイヤードリモコン、標準付属品一式					
ACP-3	空冷ヒートポンプエアコン	室外機	3-200		2	R階	
	高効率型	冷房能力：3. 6 kW (1. 1~4. 0)		0. 806			
	(シングル)	暖房能力：4. 0 kW (1. 0~5. 4)		1. 02			
		圧縮機：0. 55 kW					
		付属品：室外機用ドレンキット、防振ゴム、標準付属品一式					
		室内機			2	1階	
		型式：壁掛形 (WR)				検査室 (冷藏室)	
		付属品：ワイヤードリモコン、ドレンアップメカ、標準付属品一式					
ACP-4	空冷ヒートポンプエアコン	室外機	3-200		1	R階	
	高効率型	冷房能力：4. 5 kW (1. 3~5. 0)		0. 863			
	(シングル)	暖房能力：5. 0 kW (1. 3~6. 3)		0. 95			
		圧縮機：0. 75 kW					
		付属品：室外機用ドレンキット、防振ゴム、標準付属品一式					
		室内機			1	1階	
		型式：天井カセット形 (CK-4)				洗浄室 (掃着室)	
		付属品：ワイヤードリモコン、標準付属品一式					
ACP-5	空冷ヒートポンプエアコン	室外機	3-200		1	R階	
	高効率型	冷房能力：5. 0 kW (1. 5~5. 6)		1. 03			
	(シングル)	暖房能力：5. 6 kW (1. 4~7. 1)		1. 12			
		圧縮機：0. 9 kW					
		付属品：室外機用ドレンキット、防振ゴム、標準付属品一式					
		室内機			1	1階	
		型式：天井カセット形 (CK-4)				診察準備室・	
		付属品：ワイヤードリモコン、標準付属品一式				防疫準備室	
ACP-6	空冷ヒートポンプエアコン	室外機	3-200		1	R階	
	高効率型	冷房能力：10. 0 kW (2. 5~11. 2)		2. 22			
	(シングル)	暖房能力：11. 2 kW (2. 8~14. 0)		2. 41			
		圧縮機：1. 9 kW					
		付属品：室外機用ドレンキット、防振ゴム、標準付属品一式					
		室内機			1	2階講習室	
		型式：天井カセット形 (CK-4)					
		付属品：ワイヤードリモコン、標準付属品一式					
ACP-7	空冷ヒートポンプエアコン	室外機	3-200		1	R階	
	高効率型	冷房能力：12. 5 kW (3. 1~14. 0)		2. 89			
	(ツイン)	暖房能力：14. 0 kW (3. 5~18. 2)		2. 88			
		圧縮機：2. 3 kW					
		付属品：分岐管、室外機用ドレンキット、防振ゴム、標準付属品一式					
		室内機			2	2階事務室	
		型式：天井カセット形 (CK-4)					
		付属品：ワイヤードリモコン、標準付属品一式					

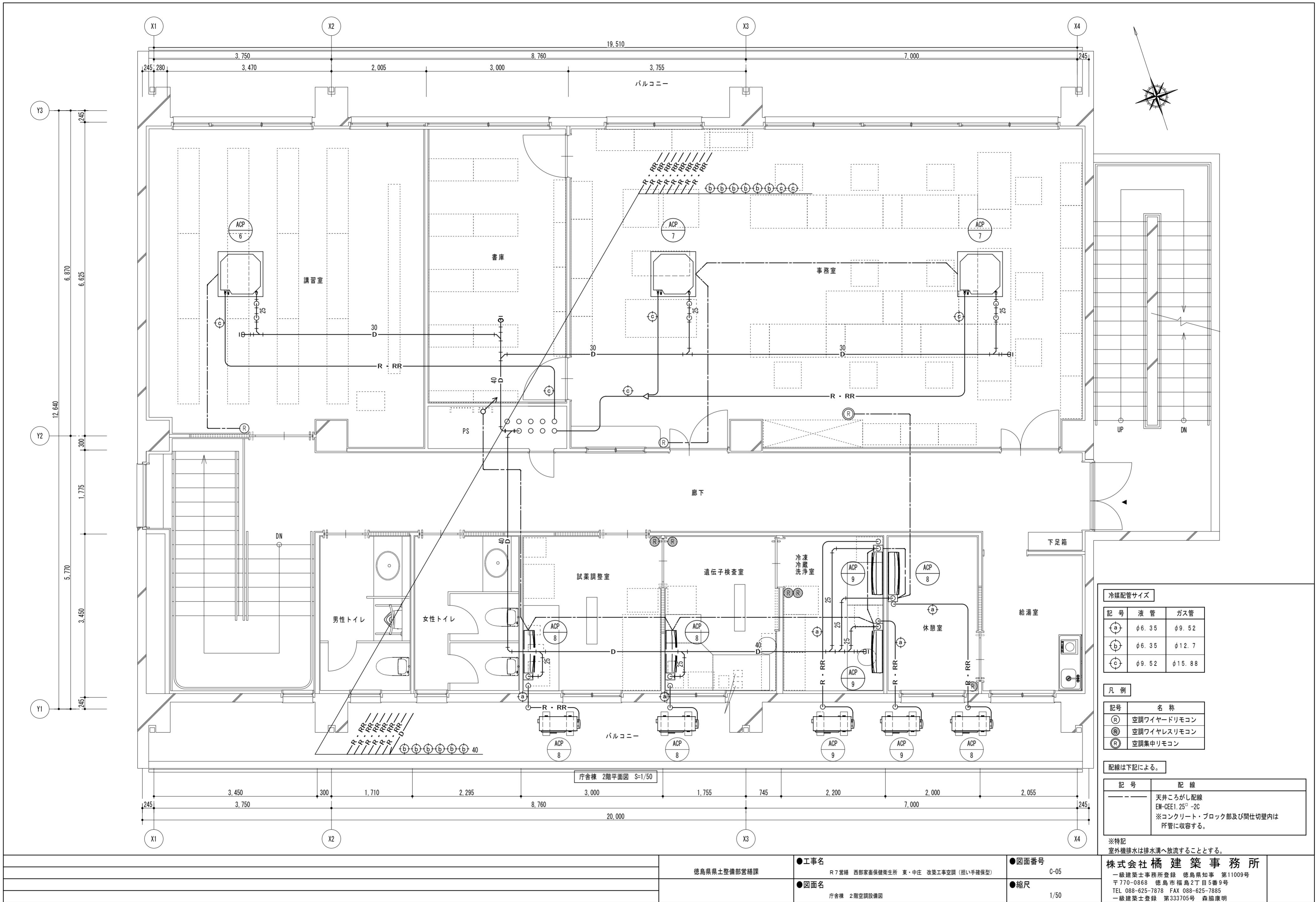
機器番号	機器名称	仕 様	消費電力		台 数	設置場所	備 考
			Φ-V	kW			
ACP-8	空冷ヒートポンプエアコン	室外機	3-200		1	1階	
	高効率型	冷房能力：2. 2 kW (0. 4~3. 5)		0. 4			
	(ルームエアコン)	暖房能力：2. 5 kW (0. 3~6. 0)		0. 43			
		圧縮機：0. 6 kW					
		付属品：室外機用ドレンキット、室外機用基礎（コンクリート製）、標準付属品一式					
		室内機					2階
		型式：壁掛形 (WR)				休憩室	
		付属品：ワイヤレスリモコン、ドレンアップメカ、遠隔制御装置、標準付属品一式			1	遺伝子検査室	
					1	試薬調整室	
ACP-9	空冷ヒートポンプエアコン	室外機	3-200		2	2階	
	高効率型	冷房能力：2. 5 kW (0. 4~3. 6)		0. 49			
	(ルームエアコン)	暖房能力：2. 8 kW (0. 3~6. 0)		0. 49			
		圧縮機：0. 65 kW					
		付属品：室外機用ドレンキット、室外機用基礎（コンクリート製）、標準付属品一式					
		室内機					2階
		型式：壁掛形 (WR)			2	冷冻冷藏洗净室	
		付属品：ワイヤレスリモコン、ドレンアップメカ、遠隔制御装置標準付属品一式					
R-1	空調集中リモコン	液晶カラータッチパネル	3-200		1	2階事務室	
		室内ユニット最大160台					
		最大32リモコングループ括管理					

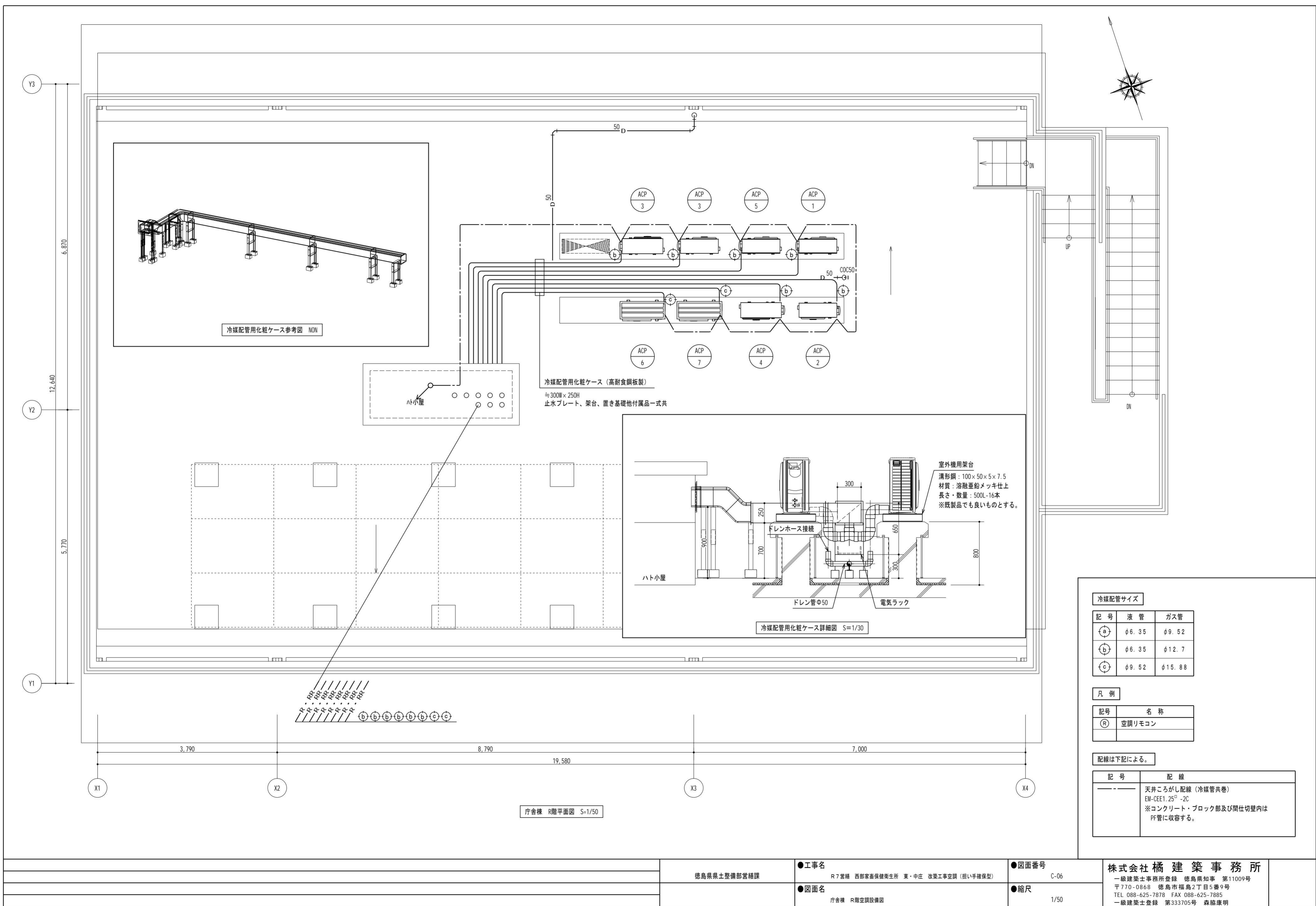
1. パッケージ空気調和機の屋外機への電源送りは別途電気工事とし、屋外機・屋内機間の渡り配線工事<電源線・操作線>は本工事（渡り配線は冷媒管に共巻き）とする。
 2. ルームエアコンの電源は別途電気工事とし、屋外機・屋内機間の渡り配線は本工事（渡り配線は冷媒管に共巻き）とする。
 3. 集中リモコンでルームエアコンの制御をできることとする。
 3. 空調能力はJIS B 8616とする。
 4. 消費電力は参考とする。
 5. 使用冷媒はR32とする。
 6. 各室のリモコンスイッチ取り付け及び配線は、本工事とする。
 7. 天井カセット形のエアコンは化粧パネル、ロングライフフィルター、ドレンアップメカ内蔵とする。

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 7 営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事空調（扱い手確保型）	●図面番号 C-02	株式会社橘建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
	●図面名 空調設備機器表	●縮尺 NON	









換気設備機器表

機器番号	機器名称	仕様	消費電力		台数	設置場所	備考
			Φ-V	w			
HEX-1	全熱交換機	天井カセット形 風量： 500m3/h × 100Pa (特強) 250m3/h × 80Pa (弱) 付属品：防振吊金具、専用コントロールスイッチ、インテリアパネル、 ステンレス製深型フード200Φ×2、標準付属品一式	1-100	24.9	1	1階 前処理・細菌検査室	
					1	診察準備室・防疫準備室	
					2	2階	
					1	事務室	
HEX-2	全熱交換機	天井カセット形 風量： 350m3/h × 100Pa (特強) 150m3/h × 40Pa (弱) 付属品：防振吊金具、専用コントロールスイッチ、インテリアパネル、 ステンレス製深型フード150Φ×2、標準付属品一式	1-100	18.5	1	1階 検査室	
					1	洗浄室 (帰着室)	
					2	2階 講習室	
					1	試薬調整室	
HEX-3	全熱交換機	天井カセット形 風量： 250m3/h × 80Pa (強) 100m3/h × 50Pa (弱) 付属品：防振吊金具、専用コントロールスイッチ、インテリアパネル、 ステンレス製深型フード150Φ×2、標準付属品一式	1-100	12.8	1	1階 検査室 (冷蔵室)	
					1	2階 冷凍・冷藏洗浄室	
					1	遺伝子検査室	
HEX-4	全熱交換機	天井カセット形 風量： 150m3/h × 80Pa (強) 50m3/h × 40Pa (弱) 付属品：防振吊金具、専用コントロールスイッチ、インテリアパネル、 ステンレス製深型フード100Φ×2、標準付属品一式	1-100	8.0	1	2階 休憩室	
FE-1	ストレートシロッコファン	天吊埋込形 (消音形・DCモーター) <安全キャビネット用> 風量： 500m3/h × 100Pa 付属品：防振吊金具、ステンレス製深型フード200Φ、標準付属品一式	1-100	62.5	1	1階 前処理・細菌検査室	SWは電気工事とする。
VF-1	天井埋込型換気扇	低騒音形、定風量タイプ (DCモーター)、風圧式シャッター付 風量： 260m3/h × 80Pa 付属品：天吊金具、ステンレス製深型フード150Φ、標準付属品一式	1-100	3.6	1	2階書庫	
VF-2	天井埋込型換気扇	低騒音形、定風量タイプ (DCモーター)、風圧式シャッター付 風量： 210m3/h × 80Pa 付属品：天吊金具、ステンレス製深型フード150Φ、標準付属品一式	1-100	1.8	1	1階女子トイレ	
VF-3	天井埋込型換気扇	低騒音形、定風量タイプ (DCモーター)、風圧式シャッター付 風量： 190m3/h × 80Pa 付属品：天吊金具、ステンレス製深型フード150Φ、標準付属品一式	1-100	1.8	1	1階男子トイレ	
VF-4	天井埋込型換気扇	低騒音形、定風量タイプ (DCモーター)、風圧式シャッター付 風量： 170m3/h × 80Pa 付属品：天吊金具、ステンレス製深型フード150Φ、標準付属品一式	1-100	1.8	1	1階階段室倉庫	
VF-5	天井埋込型換気扇	低騒音形、定風量タイプ (DCモーター)、台所用、風圧式シャッター付 風量： 110m3/h × 80Pa 付属品：天吊金具、ステンレス製深型フード100Φ、標準付属品一式	1-100	4.7	1	2階給湯室	
VF-6	天井埋込型換気扇	低騒音形、定風量タイプ (DCモーター)、風圧式シャッター付 風量： 90m3/h × 80Pa 付属品：天吊金具、ステンレス製深型フード100Φ、標準付属品一式	1-100	4.2	1	1階男子更衣室	
VF-7	天井埋込型換気扇	低騒音形、定風量タイプ (DCモーター)、風圧式シャッター付 風量： 90m3/h × 80Pa 付属品：天吊金具、ステンレス製深型フード100Φ、標準付属品一式	1-100	4.2	1	1階女子更衣室	
VF-8	換気扇 (建築工事)	付属品：ステンレス製深型フード100Φ	-	-	2	1階洗濯室 シャワー室	

※特記事項

1. フード類は全てギャラリ・防虫網付とし、指定色塗装仕上げとする。
2. 24時間換気用のスイッチには、24時間換気の旨表示のこと。(シール等)
3. 専用コントロールスイッチは電気工事に支給とし、配管配線共電気工事とする。
4. 図示部はFD付とする。温度ヒューズの作動温度は、調理室等で排気温度が72°Cを超える場合には120°Cとする。(誤作動しない範囲で可能な限り低い値とする。)

凡例

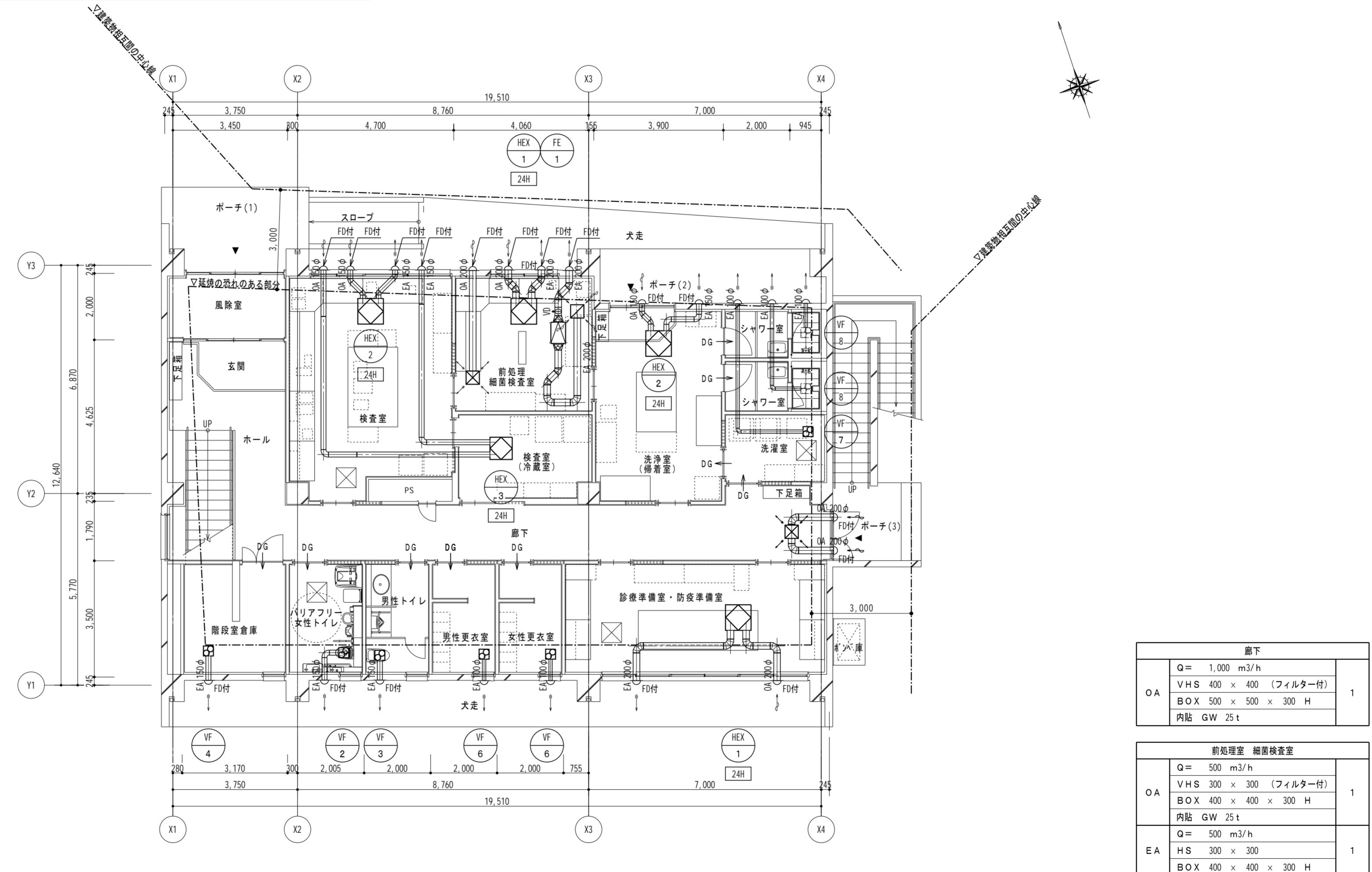
シンボル	名称規格等
	スパイラルダクト
	全熱交換機 挿入式機器表参照
	ストレートシロッコファン 握入式機器表参照
	ダクト用換気扇 握入式機器表参照
	ステンレス製ワイド水切り付深型フード (ガラリ・防虫網付) 握入式機器表参照
	給気口
	排気口

24時間換気計算書

棟 階 舎 棟	室名	室面積 (m ²)	平均天井高さ (m)	室容積 (m ³)	必要風量 0.3回転 (m ³ /h)	換気種別	設計風量 (m ³ /h)	判定	
1	検査室	32.61	2.7	88.05	26.4	第1種	150	OK	(HEX-2) × 1台弱運転
	前処理・細菌検査室	17.70	2.7	47.79	14.34	第1種	250	OK	(HEX-1) × 1台弱運転
	検査室 (冷蔵室)	11.42	2.7	30.83	9.25	第1種	100	OK	(HEX-3) × 1台弱運転
	洗浄室 (帰着室)	23.04	2.7	62.21	18.66	第1種	150	OK	(HEX-2) × 1台弱運転
	診察準備室・防疫準備室	27.60	2.7	74.52	22.36	第1種	250	OK	(HEX-1) × 1台弱運転
2	講習室	40.35	2.8	112.98	33.89	第1種	150	OK	(HEX-2) × 1台弱運転
	事務室	76.17	2.8	213.28	63.98	第1種	250	OK	(HEX-1) × 1台弱運転
	試薬調整室	10.35	2.7	27.95	8.39	第1種	150	OK	(HEX-2) × 1台弱運転
	遺伝子検査室	8.62	2.7	23.27	6.98	第1種	100	OK	(HEX-3) × 1台弱運転
	冷凍・冷藏洗浄室	7.59	2.7	20.49	6.15	第1種	100	OK	(HEX-3) × 1台弱運転
	休憩室	6.90	2.6	17.94	5.38	第1種	50	OK	(HEX-4) × 1台弱運転

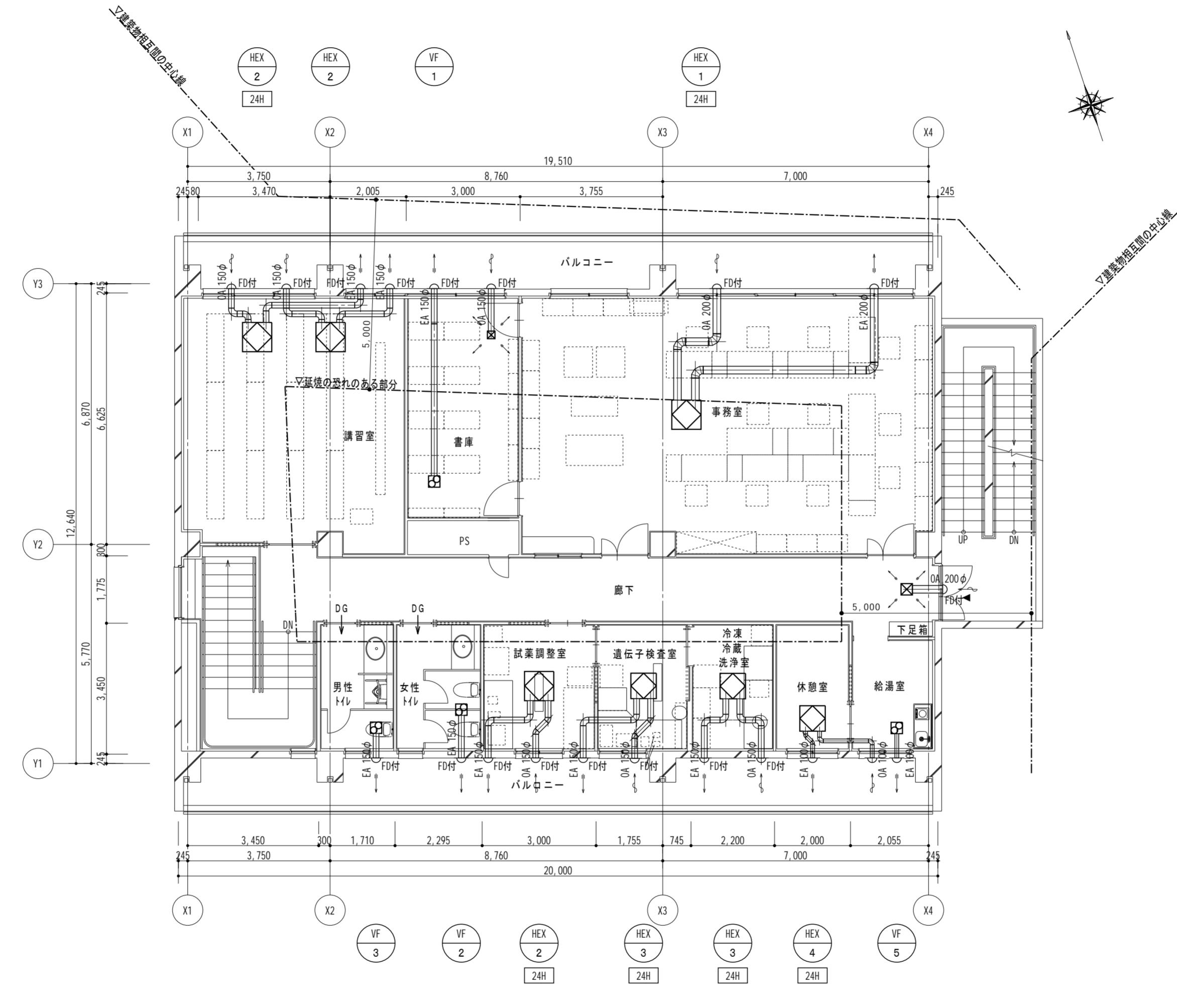
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7 営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事空調 (扱い手確保型)	●図面番号 C-07	株式会社 橋 建 築 事 務 所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
	●図面名 換気設備機器表・凡例・24時間換気計算書	●縮尺 NON	

室名	機器名	台数	ガス消費量	理論換ガス量による換気計算	決定換気量	機械換気量
			(kW)	V = 40 × K (理論換ガス量) × Q		
1階検査室 (CH=2,700)	3サイド実験台(二口ガス栓)	1	1.64×2	$V = 40 \times 0.93\text{m}^3/\text{kWh} \times 6.88$ = 255.93	260	260
	ブンゼンバーナー程度					
	8サイド実験台(一口ガスコンロ)	1	3.6			
1階前処理・細菌検査室 (CH=2,700)	計	6.88		256	260	260
	1サイド実験台(二口ガス栓)	1	1.64×2	$V = 40 \times 0.93\text{m}^3/\text{kWh} \times 9.84$ = 366.05	370	370
	2サイド実験台(二口ガス栓)	1	1.64×2			
	安全キャビネット(二口ガス栓)	1	1.64×2			
ブンゼンバーナー程度	計	9.84		367	370	370



●工事名 R7 営繩 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事空調(組手確保型)	●図面番号 C-08	株式会社 橋建築事務所
●図面名 庁舎棟 1階換気設備図	●縮尺 1/100	<small>一級建築士事務所登録 德島県知事 第11009号 〒770-0868 德島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</small>

室名	機器名	台数	ガス消費量	理論換ガス量による換気計算	決定換気量	機械排気量
			(kW)	V = 40 × K (理論換ガス量) × Q		
2階試薬調整室 (CH=2,700)	1サイド実験台(二口ガス栓)	1	1.64×2	V = 40 × 0.93m³/kWh × 6.56 = 244.03	250	250
	2クリーンベンチ(二口ガス栓)	1	1.64×2			
	ブンゼンバーナー程度	計	6.56		245	250



廊下	
OA	$Q = 500 \text{ m}^3/\text{h}$ VHS 300 × 300 (フィルター付) BOX 400 × 400 × 300 H 内貼 GW 25 t

書庫	
OA	$Q = 260 \text{ m}^3/\text{h}$ VHS 200 × 200 (フィルター付) BOX 300 × 300 × 250 H 内貼 GW 25 t

※特記
1. 図示、[24H] は24時間換気用換気扇を示す。

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R7 営繕 西部家畜保健衛生所 東・中庄 改築工事空調(組手確保型)	●図面番号 C-09	株式会社 橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第11009号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
	●図面名 序号様 2階換気設備図	●縮尺 1/100	

